

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

初めての付添人活動

少年事件は、成人刑事事件とは手続が大きく異なるため、初めて付添人活動をする際には、活動の中で実に多くの疑問を生じる。今回は、新規登録の弁護士に向けて、58期の弁護士が、初めて付添人として活動した事件の中でどのような悩みや疑問が生じ、その中でどのような活動を行なったかの報告が行なわれた。また、報告された悩みや疑問について参加者からも積極的に意見が述べられた。

高校1年生の女子3名による強盗傷人の事件。少年らは、お金欲しさにひったくりを敢行したがうまくいかなかったため、ついに人を殴りつけて金品を奪ってしまった。非行事実自体には争いがなかったものの、犯情は悪質で、少年の家庭環境も悪く、前歴はないが少年院送致も十分に考えられる事案であった。

① 観護措置を争うか

本件では、事案の内容からは観護措置を免れることは困難と考えられたが、少年自身が強く帰宅を望み、観護措置を争うことを希望したため、観護措置を争うこととしたとの報告がされた。

参加者からは、成人刑事の場合と異なり、少年を観護措置に付して、日常の環境から距離を取って内省を

促したり、心身の鑑別を行なったりすることには積極的な意義もあるとの意見も出された。また、争う場合にも、観護措置がとられないケースの方が少ないので、観護措置をとられた場合に少年が観護措置を受け入れられるよう、事前に十分に少年の気持ちを調整することも重要であるとの意見が出された。

② 調査官に連絡を取る時期、目的

本件では、当初、調査官にいつ頃連絡を取ればいいのか分からなかったが、調査官が一度少年と面会した後に面会したところ、調査官が本件でどこを問題と考えているかを早期に把握し、付添人活動の指針とすることができたとの報告がされた。

参加者からは、学校退学の危険がある場合には早期に面会を求め、学校照会を行わないことなどを申し入れることもあるとの意見が出された。また、調査官が問題としている点を把握することも重要であるが、より早期に調査官と面会し、付添人の視点を調査官に伝えて付添人側に引き込むことも重要であるとの意見が出された。

③ 不良交友をどうするか

本件では、少年が復学を希望していたが、共犯者が同じ学校の同級生であったことから共犯者との関係をどう調整するかが問題となった。しかし、同じ学校であ

る以上、不良交友を断つといっても顔を合わせてしまうこと、少年自身が、共犯少年との関係を重視していたことから、交友を断つのではなく関係を正常なものにするためにどうすればよいのかというテーマについて少年との面接を重ねたとの報告がされた。

参加者からは、不良交友という関係を断つことが第一と考えられがちだが、少年の考えを十分に酌む必要がある、できもしない関係断絶を裁判用にいわせるのではなく、真の友人関係を考え直させることも付添人活動の1つではないかとの意見が出された。

④ 被害弁償の意義

本件では、少年の家庭に資力がなく、また共犯事件でもあったことから示談交渉が難航したが、最終的には分割で示談を成立させたとの報告がされた。

参加者からは、共犯事件の場合は共犯者との関係で示談が難航しがちであることについて意見が出された。また、最近の少年事件では、従前と比べ、被害弁償が重視される傾向も見られるので、できる限り被害弁償は行なった方がよいとの意見が出された。

⑤ 学校への連絡と警察・学校相互連絡制度

本件では、事案が重大であるため、本件が学校に知られれば、少年が退学となる危険があった。そのため、長期間学校を休むことを学校にどのように伝えるか、ま

た、相互連絡制度（協定を結んでいる警察と学校が非行、問題行動などがあった場合に相互に必要な情報の連絡を行なう制度）によりすでに事件が知られてしまっているのではないかが問題となった。結局、捜査段階では、風邪をひいて休むと申告していたが、観護措置がとられた段階で、少年の正直に申告したいとの意思が固かったため、申告することとなった。結果として、退学にはならず、担任が審判日に家裁に出頭するなどプラスに働いたとの報告がされた。相互連絡制度については、警察から学校への連絡はされず、担当の警察官は、連絡の予定はないと述べていたとの報告がされた。

参加者からは、一般的に、親に対して、学校には風邪で休むと連絡するようアドバイスしたとの体験を聞くが、後で虚偽の申告をしたことが学校から問題とされたときに責任問題となるので、極力そのようなアドバイスは避けるべきではないかとの意見が出された。相互連絡制度については、現実的にすべてのケースが連絡されているわけではなく、警察側に裁量があるようであり、捜査に必要があるときに連絡がされているのではないかとの意見が出された。

⑥ その他

その他、初回面会の際の少年との面接技法や学校相互連絡制度の問題や運用などについても報告があり、参加者からも積極的に意見が出された。

手持ち事件の相談・検討

● ケース 1

身体拘束され、接見禁止のついている被疑者から、第三者に手紙を渡して欲しいと言われた場合、どのように対応すればよいか。

コメント そもそも、接見禁止がついている場合、第三者宛の手紙は宅下げできない場合も多いが、仮に宅下げができたとしても、弁護士が接見禁止の趣旨を潜脱してはならないから、原則として断るべきではないかとの意見が出された。これに対し、内容を確認して問題がなければ渡してしまってもよいのではないかとの意見も出され、参加者の体験談を含めて多くのコメントが寄せられた。

● ケース 2

少年から、自白していない余罪を正直に警察などに話した方がよいかとの相談があった場合、どのような対応をとればよいか。

コメント 弁護士が個人的に決められることではないので、正直に話した場合、話さない場合に想定されるリスクなどを十分に説明した上で、自分で決めさせるべきではないかとの意見が出された。

この意見に対し、少年事件の場合は、より後見的な立場から、付添人からの積極的助言が必要ではないのかとの意見が出され、付添人の役割に対する評価も含めた議論がされた。

注：手持ち事件の相談・検討の部分の相談内容及びコメントは、プライバシー保護のため、出席者から出された様々な意見を再構成した。